

～小・中学校 音楽編～

	小学校音楽	中学校音楽
方向方針	音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって 聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。 ・小学校・中学校・高等学校の一貫性を重視し、段階的・継続的な指導を行うため、歌唱、器楽、創作（音楽づくり）、鑑賞ごとに指導内容を明確化。 ・表現及び鑑賞の活動の支えとなる指導内容を[共通事項]として提示 ・創作活動の充実 ・我が国の音楽文化の指導の重視 ・言葉の活用の重視 ・表現と鑑賞の関連を図った指導の重視	
教科目標	(現行どおり) 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。
移行措置	(小学校・中学校共通) 歌唱共通教材は、H21年度から先行実施	
変更のポイント	【内容は、表現と鑑賞の2領域と共通事項で構成】 ……バランスのとれた学習活動が求められている A表現 (1)歌唱 (2)器楽 (3)音楽づくり B鑑賞 [共通事項]	【内容は、表現と鑑賞の2領域と共通事項で構成】 A表現 (1)歌唱 (2)器楽 (3)創作 B鑑賞 [共通事項]
	【歌唱教材の充実… 取り扱う楽曲数を増加】 ・1年～4年…歌唱共通教材4曲を全て取り扱う ・5年、6年…歌唱共通教材4曲中3曲を含めて取り扱う	【歌唱共通教材の提示】 ・我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする。「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」の中から各学年で1曲以上含めること
	【[共通事項]の新設】<すべての活動において、共通に指導する内容> ・音色、リズム、速度など、音楽を特徴づけている要素や、反復、問いと答えなどの音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさなどを感じ取ること。 ・音符、休符、記号や音楽に関わる用語を、音楽活動を通して理解すること。	【我が国の伝統的な歌唱の充実】 ・伝統や文化の教育を充実する観点から、民謡、長唄などの伝統的な歌唱のうち、地域や生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるものを、歌唱教材として取り上げる。
	【音楽づくりの充実】 ・音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりする。 ・音を音楽に構成する過程を大切に、[共通事項]に示す音楽の仕組みを手がかりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくる。	【和楽器を取り扱う趣旨の明確化】 ・和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を用いる。 ・表現活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるように工夫する。
	【鑑賞教材における我が国の音楽の充実】 ・「和楽器の音楽を含めた我が国の音楽」を第3学年及び第4学年にも新たに位置付けた。 さらに、低学年から我が国の音楽に触れることができるように配慮された。	【創作の指導内容の焦点化・明確化】 ・言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくる。 ・表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくる。
	【言語力の育成】 ・鑑賞領域に感じ取ったことを言葉などで表すことによって、楽曲や演奏の楽しさ、楽曲の特徴や演奏のよさに気付いたり理解したりする能力を育成する。	【鑑賞領域の改善】 ・感じ取ったことや、その理由を「言葉で説明する」「根拠を持って批評する」などして、音楽のよさや美しさを味わうようにする。音楽の特徴をその背景と関連付けて鑑賞する。 ・様々な音楽の特徴から、音楽の多様性を理解する。

<指導・支援の場面で>

全員でひとつの音楽をつくっていく体験を通して、協同の喜びを感じる指導の重視

【国歌「君が代」】はいずれの学年においても歌えるよう指導する。指導に当たっては、日本国憲法の下において、我が国の未永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解できるようにする必要がある。